知っ得情報!

消費生活 第97回

被災地を狙った悪質商法に注意！

災害に便乗した悪質な業者等にご注意ください

令和6年能登半島地震に関連した悪質商法が被災地で発生しています。

●瓦修理業者を名乗る者が自宅に訪問し、点検と称して屋根の上に登り、「屋根の瓦がずれている」と修理を勧めてきた。

●訪問した際に県職員を騙り、地震保険の加入の有無を尋ねてきた。

被害に遭わないために…

●自宅に不審な業者が来た際には、名刺や身分証明書で業者の身分を確認しましょう。

●「保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

●契約した場合でも、訪問販売や電話勧誘であればクーリング・オフ（一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度）ができる場合があります。

困ったときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）
月～金曜日　午前9時～午後4時
☎52－7974

富山県消費生活センター高岡支所
（高岡市御旅屋町101番地　御旅屋セリオ5F）
月～金曜日　午前8時30分～午後5時
☎25－2777

消費者ホットライン　☎188

年金だより

学生納付特例はどんな制度？

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。大学生等の学生は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（修業年が1年未満の課程など対象とならない学校もあります。）

納付猶予期間のメリット

●受け取る際の年金額には反映しませんが、年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。

●病気やけがで障害が残ったとき障害基礎年金などを受け取ることが可能になります。

申請の流れ

①市役所または年金事務所に備え付けの申請書に、学生証の写し（両面）、または在学証明書（原本）を添付して申請してください。

②提出先は、住民登録している市区町村窓口です。

③申請後2，3か月で承認または却下通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。却下通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。

※申請は過去2年1か月分まで遡ることができます。令和6年度の申請は令和6年4月1日から受付けます。

※現在、承認されている方で、令和6年度も在学期間であると確認できた方には、ハガキ形式の申請書が送付されます。

※学生納付特例制度には所得制限があります。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。追納額は当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされたものです。

問合せ先

保険年金課　☎51－6628
高岡年金事務所　☎21－4180
（音声案内②番→②番）

出張年金相談

事前に予約をお願いします。

■場所：射水市本庁舎　1階104相談室
■日時：3月19日(火)　午前10時～午後3時
■予約：高岡年金事務所　☎21－4180
（音声案内①番→②番）

※基礎年金番号の分かるものや身分証をご持参ください。